

平成30年 第9回総会・会議録

1. 日 時 平成30年9月10日（月）午前10時～10時40分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員（15名）

3番 間 勉	4番 川江 秀孝	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 繁道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員（12名）

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	27番 村田 安行
28番 平尾 長正	29番 古田 俊策	30番 立岩 新吉
31番 三村 訓章	32番 中畑 栄	33番 寺岡 朝治

4. 欠席委員（6名）

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	5番 永津 てるみ
11番 八木田 経二	25番 藤井 静博	26番 尾上 進

5. 事務局・出席職員（5名）

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
嘱 託 橋本 哲治	

6. 報告事項

報告第41号 使用貸借権の解約について

1件

報告第 42 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	2 件
報告第 43 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	5 件
報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	9 件
報告第 45 号 農地法施行規則該当転用届について	2 件

7. 議案及び結果

議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	3 件

事務局長	<p>おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、平成 30 年第 9 回 東部農業委員会総会を開催したいと思います。では、本日の総会の出席状況でございますが、総数 33 名のうち 27 名の出席をいただいておりますので、この会が成立していることをご報告いたします。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。以降の進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
井手尾会長	<p>皆さんおはようございます。今年は特に猛暑が続き、熱中症もあらゆる所で発生をしたわけですが、皆さんの健康状況も良さそうでございます。今後とも委員の皆さんのご活躍をお祈り申し上げます。それでは、議事を進めさせていただきます。</p> <p>ただ今より平成 30 年第 9 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 41 号から事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 9 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。</p> <p>平成 30 年 9 月 10 日 北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義</p> <p>報告第 41 号使用貸借権の解約について <第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明> 以上、1 件ご報告いたします。</p> <p>報告第 42 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について <第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明> 以上、2 件ご報告いたします。</p>

報告第 43 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

<第 1～5 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、5 件ご報告いたします。

報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

<第 1～9 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、9 件ご報告いたします。

報告第 45 号 農地法施行規則該当転用届について

<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、2 件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

奥野委員

報告事項ですが、質問してもよろしいでしょうか。報告第 44 号の 9 項ですが、面積が 2,892 m²で開発行為許可不要案件となる理由を教えてください。

井手尾会長

奥野委員に説明いたします。開発許可の関係については、開発指導課が審議するわけですが、農業委員会は、農地から外すかどうかについてを審議するわけですが。

奥野委員

それがよく分からないので、もっと詳しく教えてください。

橋本係長

それは調べておきます。少し事務の流れについて、ご説明させていただきます。市街化区域でこのような転用届出があった場合、田畑であっても 1000 m²以上であれば開発許可の対象ということになります。農地法上の届出書を出す前に、開発指導課に、このような届出をしたいのですがという形で、確認をいただくように指導しております。1000 m²以上であれば、開発の許可の書類を付けていただく、もしくは不要の場合はこの案件は都市計画法の 29 条により開発許可不要の案件ですという確認印をいただくシステムになっております。我々はそれを見て、開発行為許可の要不要を判断させていただきますが、この案件についてはどういう理由で不要となったかを調査した上でお知らせいたします。

井手尾会長

事務局で内容を把握して、次回報告出来るようにお願いいたします。

三村委員 教えていただきたいのですが、報告第 42 号に農地法第 3 条の 3 の規定で相続の内容が出ておりますが、どのような場合に届出を出さなければならぬのでしょうか。

橋本係長 この農地法第 3 条の 3 の届出によるものは、一般的な法定相続であります。お亡くなりになられた場合、登記簿上で相続を確認いたします。通常でしたら、固定資産税の方も変わってきますので、それに伴って情報としては入るのですが、やはり一年以上のタイムラグが生じます。我々の方は相続の場合、農地法上の問題はないのですが、農地台帳がその間、旧所有者のまま変わらない状況になりますので、農地台帳を整理する上で農地法第 3 条の 3 という規定に基づいて届出をしていただくようにしております。ですから、例えば自分の両親が田畑を所有しており、亡くなった場合は何か農地法上の届けが必要ですかというお話を受けた時は、届出をしてくださいということで、真の相続者が所有者になったという届出をいただいて、農地台帳の整理をしております。このような流れになっております。

三村委員 相続案件については、届出を出す必要があるということでしょうか。ただ、するしないは本人によるということですね。

橋本係長 法務局で相続登記されたものについては、多少時間がかかっても自動的に台帳は変更されます。それでも事前に農地台帳は適宜する必要があるため、届出を出していただくようにしています。

三村委員 登記の有無は関係ありますか。

橋本係長 相続登記をした後の届出になります。

井手尾会長 よろしいでしょうか。それでは、これより議案の審議に入ります。議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
＜第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、2 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長 それでは今回、現地調査を行っていただいた、第 1 項について、小倉南区大字合馬地区担当の中村治雄委員さんお願いいたします。

中村委員 まず、譲渡人の故小澤正義さんという方が農家の跡取り息子で奥様がい

ました。正義さんが亡くなる二年前くらいに奥様は娘さんを連れて家を出ておられて、正義さんが家に一人で住んでおりました。相続の流れでいくと奥様と娘さんに全部いくわけですが、外に出ていったまま帰ってきておりません。正義さんの妹達が合馬の家と田は、合馬に住む者が管理していかなければならないということで、間に弁護士を入れて、奥さん娘さんから相続人と協議し、妹の多田香代子さんが実家に帰って、家と田の管理をするということで話がまとまりました。贈与という形になりましたが、相続に近い感じになります。ご審議よろしく願いいたします。

井手尾会長

それでは、第2項について、小倉南区徳吉地区担当の古海委員さんよろしく願いいたします。

古海委員

事務局から説明がありましたように、祖父から孫への経営移譲ということで聞いております。何も問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第36号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

<第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、今月担当の第2調査委員会 大川調査長から、報告をお願いします。

大川調査長

先程、調査委員会を開催いたしまして、下澤委員から報告があり問題はないというお話でございます。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第37号につきましては、許可相当と決

定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、1番藤堂委員と2番森上委員ですが、お二人とも欠席ですので、3番間委員と4番川江委員よりお願いいたします。

それでは、事務局の方から先般、要望書について協議した結果がございますので説明をお願いいたします。

事務局長

では、事務局の方から連絡事項ということで、何点かございますのでしばらくお時間いただければと思います。

井手尾会長からのご紹介がありましたが、私からは東部農業委員会としてまとめました、平成31年度の市に対する予算要望等の現在の状況についてお知らせしたいと思います。要望書につきましては、こちらの総会でまとめさせていただきましたものを8月28日に北九州市産業経済局の富高理事に井手尾会長から直接手渡しをさせていただきました。手渡しをした後に農林水産部の幹部と意見交換を行いました。特に井手尾会長からは、災害関係を3点説明し、強く要望をしております。

まず1点目ですが、井堰の整備について昨年から要望しておりますが、災害等を意識した計画的な整備を行ってほしいということです。

2点目が今回の夏の豪雨の結果、田んぼに多くの土砂が流れ込んでくると、基本的に個人の田んぼについて災害復旧は対応しづらいですが、河川や水路の整備がある際に併せて、田んぼの災害復旧についても努力してほしいという意見を申し入れております。

3点目が紫川、合馬川の県管理の河川にあります、色々な井堰や水門の施設については県と市の役割分担がまだまだ整備出来ない所がございます。水を取る施設というのは農家にとって一番重要な施設でございますので、その管理責任者を整理すると同時に速やかな対応をしてほしいというこの災害関連の3点について強く申し入れを行ったところです。

今後は10月に入りまして、議長、副議長と意見交換、年末に向けては副市長ともまた要望に関する意見交換がございますので、また折にふれ、状況についてご報告させていただきたいと思います。私の方から予算要望の結果については以上でございます。これについて、会長から何かありましたらお願いいたします。

井手尾会長

先般の意見交換で終わるわけではなく、今後色々な協議を行っていきます。議長、副市長と要望書について今後も意見交換をいたします。前回大下委員さんのお話にありましたが、土砂の撤去などは自分達で行うにしても、口頭で伝えるよりは、出来れば写真を撮っておいて添付し、状況説明をしていただくことをお願いいたします。

大下委員

私は今回写真付きのものを用意しておりましたが、まずそれをどこの窓口を持っていくのか分かりませんでしたので、連絡先の相関図を作っていたきたいと思います。

井手尾会長

昨年の議長との意見交換の時にもお願いしましたが、一元化にしてほしいと。窓口を一本化することによって、たらい回しにされることを防ぐことが出来ます。被害者はどこにお願いをしたら良いのか分からないので、早い時期に一元化してほしいということです。取りあえず一元化出来るまでは、そういう被害状況が出た時には、まず農政事務所に相談していただければと思います。

事務局長

これは昨年来より、井手尾会長が市に対して申し入れている、まさしくその事項であります。ただ一年経っても、今回の災害のように同様のことが見受けられましたので、今後やはり引き続きこういう問題で困っているということは繰り返し伝えていかなければならないと思います。その結果として最終的に一元化、窓口一本という形を促すような取り組みをしていくことが必要であると思います。まだその答えが出ていないので、このような状況が続いているのだらうと思います。

井手尾会長

その他で何かございませんか。事務局は他にありますか。

橋本係長

それでは、私から2点ご連絡させていただきます。

まずは来年以降の総会、現地調査のスケジュール並びに現地調査委員担当表をお配りしております。各自、確認をお願いいたします。

もう1点、農地パトロール調査表提出の締め切りを9月末とさせていただいておりますので、皆さん調査完了次第で結構でございますので、順次提出をお願いいたします。

石丸次長

私からも1点ございます。お手元に資料をお配りしております。農業委員の皆さんが日常の業務の中で、農地六法と農地法の実務解説、農業・農地をめぐる税務上の特例の3冊の本のご案内でございます。ご購入された方はFAXでお申し込みいただきたいと思います。

事務局長

農地六法は当然、事務局に備えてございますので、必要な時はおっしゃっていただければと思います。

井手尾会長

先程の奥野委員さんから出た問題については、橋本係長、調べておいてください。以上をもちまして平成30年第9回総会を終了します。お疲れ様でした。

